

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百七号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君)

日程第十議案第百八号昭和五十二年度福生市福生都市

計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長 内田和雄君登壇)

○都市計画課長(内田和雄君)

御指名によりまして、議案第百八号昭和五十二年度福

生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算第二号につきまして御説明させていただきます。

内容に入る前に、加美平の区画整理につきまして御報告させていただきます。

現在、この二二二に沿います家屋は大体取り壊しが終わりました。これから道路の

築造に入らなければならないと思いますが、裁判の関係は、先日の裁判で取り下げるといふようにな

るとなりました。反対者の皆さんの判をもらうといふようなことで、皆さんやっていただい

たわけで、何が、裁判の前日の夜全部取り終わったといふことで、取り下げの手続は

済まされたわけですね。その裁判の中で、では、いつか、というふうな裁判官のお話があり

まして、今月の二十日に最終取り下げをするといふことと、先般の裁判は終わったわけ

です。これからの日程といたしましては、あした十日でございますが、反対者との覚書書

の交換をいたしまして、後二十日に東京地裁で裁判が行われるわけですが、それが最

終裁判に形づくられると思っておりますが、そこで取り下げをするといふ段階取りで進んで

おります。工事等につきましては、これから来年度三月末日までに何とか完成したいとい

ふことで実施してまいりますので、何分にもよろしくお願いしたいと思います。

では、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

二ページでございますが、総務費でございますが百四十八万円の補正額でございます。これは人事院等の勧告によります給与改定分でございます。

この財源といたしまして、予備費から百四十八万円を補正していただきます。本予算とつたわけでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

副議長(小堺仁七君) 日程第十一議案第百九号昭和五十二年度福生市下水道事業

会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 須崎 進君登壇)

○下水道課長(須崎 進君) 議案第百九号昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算第二号について御説明申し上げます。

今回の補正予算歳入歳出それぞれ二千九百万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ九億四千四百七十万円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、国庫支出金におきまして二千二百万円の補正でございます。これは流域下水道事業負担金に対する防衛施設分に相当する負担金でございます。次に都支支出金でございますが、七百万円の補正でございます。これは公共下水道の管渠埋設工事に対する補助金でございます。当初の三千万円に對しまして三千七百万円の内定を見ましたので、今回七百万円を補正しようとするものでございます。続きまして歳出に移らせていただきます。

総務費におきまして三百四十万円の減でございます。これは、本来人件費が増額になるわけでございますが、途中におきます人事異動による減と、先ほど説明のございました一般会計によりまして予算措置しました西地区の汚水管の方に三名の人件費が充たされ、粗みかえに充てられるわけでございまして、その減でございます。

その次に事業費でございますが、三千二百八十万円の増でございます。これは五十三年度施行予定の実施設計につきまして、本年度中に実施設計をいたそうとするものでございまして、それが一千百万円でございます。そのほか水道管の移設工事委託料が二千八十万円。それから下水道台帳の作成費の追加が百万円でございます。

なお、予備費につきましては、計数整理上四十万円の減によりまして、歳入歳出の総額とそれぞれ九億四千四百七十万円に定めようとするものでございます。

以上、簡単でございますが慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(小堺仁七君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本堂に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本堂は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 御異議なしと認めます。 よつて議案第百九号は建設委員
会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺仁七君）

日程第十二議案第百十号昭和五十二年度福生市受託水道
事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（水道事務所長 高水 求君登壇）

○水道事務所長（高水 求君） 御指名がございましたので議案第百十号昭和五十二年
度福生市受託水道事業会計補正予算第一号について御説明申し上げます。

本件につきましては、かねて東京都と再三にわたり協議をいたしました結果、本日提案
してあります歳入歳出とも一千九百八十四万四千円を追加することと協議が整った
次第でございます。 総額歳入歳出とも三億二千四百四十九万九千円でございます。

歳入はいずれも全額東京都水道局からの受託収入ともて充てようとするもので
ございます。

歳出につきましては、水道管理費において二千二百四十七万四千円を追加しようとする

ものでございますけれども、

これは先ほど来審議をいたしておりました人件費並びに

それらに関連する負担金、あるいは補助金等が九百五十四万二千円、その他工事
請負費といたしまして、浄水費、配水費、給水費それぞれでございますけれども、

総額二千四百七十七万五千円。

それから、その他物件費といたしましては十四万五千円で

ございます。

又、減額の分につきましては、排水費の需用費において動力費が八百

二十九万七千円。

それから設計委託料におきまして三百六十九万一千円ほど減額されて

おります。

増額する分、減額する分を相殺いたしましたして、管理費におきましては

二千二百四十七万四千円を追加計上することに相なっております。

又、建設改良費におき

ましては二千六百三十万円の減額でございますけれども、これは備品購入費の量水器
の分が二百八十万円、減額となります。

これは機械種の変更、

数量の変更等によるものでございまして、それから機械器具として購入した、と思ふのが十七万五千円。相殺いたし

まして、減額二百六十三万五千円というところに相なります。

管理費並びに建設改良費を合計いたしますと一千九百八十四万四千円が今回補
正しようとする額でございます。

歳入歳出ともに一千九百八十四万四千円を追加計上いたしました。合計三億二千四百六十四万九千円が最終的の予算額でございます。

何とぞ慎重御審議をいたさずして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。

○副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) 今際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長(小堺仁七君) 日程第十三議案第百十一号昭和五十一年度福生市一般会計決算

認定についてを議題といたします。

本案につき提案理由の説明をいたします。

(収入役橋本孝蔵君登壇)

○収入役(橋本孝蔵君) 御指名によりまして議案第百十一号昭和五十一年度一般会計の決算の概要について御説明申し上げます。

御承知のように、昭和五十一年度は昭和四十年秋のあの石油危機後の総需要抑制に絶えて景気回復過程の二年目でありまして、政府においても、財政、金融両面から景気対策に強くいろいろな施策が講じられた年でありましたが、しかしながら、経済の回復は非常に緩慢で、経済成長率も低く、むしろ低成長時代へ移行する厳しい情勢の下にあった年でございします。このような情勢の中で、わが福生市は市始まって以来の

大事業とも言うべき市民会館の建設を五十一年度において完成すべく、当初におきまして十一億三千余万円の経費を投入。そのために年度当初におきましては都市整備基金より二億五千二百余万円を繰り入れする等、その財政の運営には相当な困難が予想されておりました。結果的には、他の教育施設、あるいは土木事業等も積極的に事業を進められまして、しかもなお、二億五千二百万円の都市整備基金からの繰入金ももとに戻し、なおかつ二億五千四百四十四万二千五百五十五円の繰越金を生ずることができました。このことは、ひとえに議員諸先生方が基地交付金、あるいは国庫補助金の増額等に対して常々並み並み努力をいたさしまして、そのおかげをもってこのような結果が生まれたわけでございます。ここに心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

歳入歳出の決算の概況について申し上げますと、歳入総額が八十六億二千二百八十万二千九百六十三円、予算に対して一〇・〇二%の収入率でございます。

歳出総額は八十三億六千八百三十六万八千八百八円で執行率は九七・七%と相なっております。

収支差引を引きまして先ほど申し上げました二億五千四百四十四万二千五百五十五円が翌年度繰越金と相なつた次第でございます。

なお、実質単年度収支で見ますと、前年度の繰入金一億二千四百四十二万七千七百六十六円、さらに積立金の一億三百八十八万四千九百九十一円等と勘案しますと、実質的には二億三千三百八十九万九千三百八十円の黒字であることが申し上げられたいと思います。

このことから見まして、市民会館の完成という大事業を行いつつ、なおかつ財政的に一応健全に収支することができましたので、なお重ねて厚く御礼申し上げます。

それでは二ページをお開きいただきますと思います。

歳入の概略について申し上げますと、市税におきましては、収入済額が十八億五千五百十六万五千九百七十一円、前年に比較しまして一八・四%の伸び率でございますが、しかも徴収率は九七・四五%という二十六市の中でも上位にランクされるほどの徴収率を上げております。

しかしながら、市民一人当たりの市民税の額は三十九万三千三百一十一円で二十六市の中でも約二十四位という非常に低く、又総収入に対する市民税の占める割合も二十六市の中では下位にありまして、そういう内容的にはまだまだ貧弱な財政基盤ではないか、ということが考えられるわけでございます。このような貧弱な財政基盤の中で、それとにかんして補うかということ、先ほど申し上げましたとおり、基地交付金の増額、あるいは特別交付税の増額、国庫補助金の獲得等に諸先生方の並み並みでない御努力

がありまして、基地方付金におきましては、前年度に對しまして実に五四・四％といふ増になつております。それから交付税におきましては前年度に比しまして四五・六％とそれが大幅に増額されております。なお、国庫支出金につきましては、武蔵野幹線等の工事の關係で前年度よりは減になつておりますが、全体によめる割合は国庫補助が二十六市では一四％程度で平均になつておりますが、わが福生市は三四・七八％といふ非常に高い率を示しております。又、これを市民一人当たりにいたしますと六万三千五百六十円といふ額になりまして、これは二十六市でも最高でございまして、たとへて申し上げますと一番少ない市と比べますと七倍くらい、国庫支出金を獲得し得るということが申し上げられると思ひます。

さらに市債にまゐりまして、今年度市債が十三億三千六百三十万円。これは前年度に比較しまして倍になつておりますが、これは二十六市にしますと、二十六市平均が市債のよめる割合が一・二％でございまして、当市におきましては総体によめる割合は六・三％でございまして、しかも市債比率は七％と二十六市でもむしろ一番低い位置にございまして、さういふ点から申し上げても、非常に健全に収支することとができたということが申し上げられると思ひます。なお、予算に對しましては先ほど申し上げましたように一〇〇・〇二％の収入で

国庫支出金等が八千七百八十八万円、余が予算より減になつておりますが、これはいろいろ事業の精算の結果減になつたもので、それから市民税が五千六百万円余、それから部の支出金が一千九百五十万円余等が増収になりました。結果的には予算に對しまして二百十四万九千五百八十四円が増になつております。

歳出にまゐりまして、六ページをお開き願ひたいと思ひます。

歳出の総額が先ほど申し上げましたように八十三億六千八百三十六万八千八百八円。これは執行率が九七・〇七％になつておりますが、昨年を上回つておるわけにございまして。なお、それから建設関係で、あるいは中央幹線、武蔵野幹線、あるいは自由通路等が精算の結果減になつておりますし、それから市民会館の外装工事が一部五十二年度に繰り越しになつておりますので、それらを勘案しますと九八％以上の執行率になつておるわけにございまして。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費におきましては六億四千二百五十万一千百九十六円、これは執行率九七・七三％でございまして。

それから民生費におきましては十億九千五百三十七万一千四百円、執行率は九七・三％で、それから主なものには児童措置費、あるいは生活保護費関係でございまして。

それから衛生費におきましては五億二千七百五十九万三千二百四十円の執行済みで、執行率は九八・三％になつておりますが、ごみ、し尿関係の清掃費が大半を占めております。なお衛生費の市民一人当たりの額は一億九百二十二円で、二十六市でも上位にランクされております。

それから、七の商工費におきましては五千三百八十九万七千九百九十二円、これも執行率は九八・五％で、市民一人当たりの額は一千四百四十二円になつておりますが、二十六市でもやはり上位にランクされておられるわけでございます。

次の土木費にまいりまして、支出済額は二十四億二千七百九十九万九千九百九十九円、執行率は九七・三七％、予算に對しまして六千四百八十八万六千三百六十八円が執行残となつております。不用額を生じましたが、これは先ほども申し上げましたように、武蔵野幹線、あるいは自由通路等の精算の結果によりものであるわけでございまして、未執行による残ではございませんので、その点御了解をお願いしたいと思います。なお、道路関係におきましては、延長約五千六百メートル、一億四千九百九十九万九千九百九十九円を投じまして、道路改修を行ひまして、舗装率はこれにおきまして九〇・六％といふ非常に高い率になつております。その他公園緑地の用地買収、あるいは整備、あるいは区画整理事業、下水道事業への繰り出し等で、

土木費全体の市民一人当たりの額の額は五万八千九百五十九円。又支出済額に對しては、その率は二八・六％で、これも二十六市の中でも最高にランクされておられるわけでございます。

九の消防費におきましては一億五千三百六十九万九千九百九十九円、執行率は九七・五四％、市民一人当たりの額は三十二万五千五百五十九円、これも二十六市でもやはり上位になつております。

次の十の教育費にまいりまして、御承知のように市民会館の建設に十六億余円を投じておりますし、そのほか「わびたす」、あるいは本町学供と、それから二小、七小、三中等の増改築等を含めまして三十億七千五百九十九万二千七百九十二円が支出済みとなつておりますが、執行率は九七・二八％となつております。これもやはり予算に對する構成比は、二十六市の平均が大体二八・二％になつておりますが、当市の教育費の占める割合は三六・七六％と非常に高くなつておりまして、教育にいかん重点が置かれておったかといふことを示すものであらうと考えられるわけでありまして、

それから十一の公債費にまいりまして二億二千五百四十四万四千八百八十八円、これは市民一人当たりになりますと四千二百九十二円で、やはりこれも二十六市では二十四番目と非常に低い、そういう点ではやはり公債費がまだ財政を圧迫して、おりませんので、非常に健全に収支することばできたと、いふことが申し上げられると思ひます。

なお、諸支出金では都市施設整備基金に一億三百八十八万四千余円を積み立てて行いまして、今後の変動する経済情勢に対処すべくその積み立てを行ったわけでございます。

なお、予備費におきましては三千四百余万円を各款に充用させていただきましたが、特に土木関係で緊急道路整備事業に対しまして二億三千五百六十万円ばかりを充用せざるを得ませんでした。本件につきましてはすでに全協でもお諮り申し上げましたとおり、年度末にありまして国の補助金も決定しまして、そのためにやむを得ずそのような措置を取らせていただきましたので、御了承のほどをお願い申し上げます次第でございます。

以上のとおり事業は積極的に進められ、予定どおり完成してあると同時に、一方では経常経費の節減に努めまして、その結果、歳出総額が八十三億六千八百三十六万八千八百円と相なりまして、収支差は引き二億五千四百四十四万二千五百五十五円が翌年度繰越金と相なつた次第でございます。

以上、大変はしうって概括的な説明で恐縮でございますが、慎重御審議の上、御認定賜わんことをお願い申し上げます説明を終わります。

○副議長(小堺仁七君)

引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 大野行次君登壇)

○監査委員(大野行次君)

昭和五十一年度の福生市一般会計歳入歳出決算審査意見

書と併報告申し上げます。

一、審査の期間、昭和五十二年十月四日より十一月十八日。二、審査の対象、福生市一般会計歳入歳出決算。三、審査の系統、この決算審査に当たっては、市長から提出された決算書類が、法令に準拠して調整されているか否かを検証するため、関係諸帳簿及び証書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施した次第でございます。さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われたか等と主眼として審査を実施いたしました。四、審査の結果、つまるところは、これに付されました五十一年度決算書類は、法令に基づいて調整されており、各計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合の結果、誤りは認められなかったでございます。

なお、予備費の件でございますが、予備費の充用については、いずれも予算上の行政執行を便するのために認められた手段であり、本年度についても事務手続上は、

おおむね適正に支出されております。しかしながら、これらの支出については最小限にとどめるのが好ましいので、今後の予算執行につきましては、慎重を期するよう強く要望するものでございます。

結果的には、審査に付されました一般会計の決算書及び付属書類は、地方自治法並びに関係法規の規定に従いまして、会計原則にのっとり作成されており、概括的に見た予算の執行状況は、地方自治法及び関係法規の規定の主旨並びに議会の議決の主旨に従って、おおむね適正に執行されてゐるものと認める次第でございます。

なお、本年度予算にかかわる主要施策、その他の事業の執行状況については、地方自治法第二十三条第十項及び第十四項の規定の主旨にのっとり、公共性及び経済性を考慮し、おおむね所期の目的が達成されてゐるものと見受けられます。

当市の財政事情は、当年度は、自主財源が主体の二八・二〇％で残る七・八〇％は依存財源でありまして、このような状態のもとで、著しい社会情勢の変貌による行政事務事業の複雑化と相まって、市民からの行政に対する要望にこたえていくためには、限られた財源をさらに効率的に運用し、なお一層の創意工夫と努力をされることを要望するものでございます。

なお、この会計年度と五十年度にまたがりまして、議会の各位にも非常に御心配をかけた形の子保育園の職員に対する期末手当の不正受給の件でございますが、五十年度におきましては本決算の調査中の事件でありまして、細部の点について御報告ができておりましたのでございしますが、総額六十万円の不正の受給につきましての五十年度分の五十二万円につきましては、本会計の中の雑入として還付されております。なお、五十一年度についた八名分につきましては、九月に三名分と、それから十二月に一名分計八万円の還付が行われておりましたことを報告いたしまして監査意見といたします。

○副議長(小堺仁七郎) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七郎) 以上で質疑を終ります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、委員二十一名をもって構成する昭和五十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査せしめられんことを期します。